



(証券コード3779)
J ESCOM HOLDINGS,INC.

第6期報告書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、欧州の一部の国における財政信用不安や米国経済の景気回復懸念を主な要因とする円高と株価低迷が続き、高い失業率が依然として続いていたものの、企業業績や国内消費は緩やかながら回復を続けていました。しかし、この3月に東北及び北関東太平洋沿岸部を中心として未曾有の大地震・津波が襲い、大変な規模の被害が発生しました。これに伴って、円調達需要を見込んだ投機マネーが為替市場に流入して円高が進み、計画停電によって首都圏の経済に混乱が生じるなど、経済の先行きはより不透明感を増す状況となりました。

このような環境が取り巻く中で、当社グループでは、前代表者が構築した体制の下、新代表者を中心に、収益の柱となっている主要3事業（理美容事業、広告代理事業、衛星放送事業）に経営資源を集中し、営業努力を継続して参りました。

理美容室・エステサロン向け商品販売事業（㈱ウエルネス）では、OEM商品の企画・開発を行うとともに、休眠顧客の発掘等を行いました。また、広告代理事業（㈱エスコム）では、低コスト広告媒体の開発を行って新規顧客を獲得すべく営業活動を行い、衛星放送事業（㈱インストラクティブイービー）では映像コンテンツの仕入先を変更するなどして固定費を削減し、利益率の改善を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は806百万円（前連結会計年度比15.7%増）、営業損失は46百万円（前連結会計年度は106百万円の営業損失）、経常損失は30百万円（前連結会計年度は96百万円の経常損失）、当期純利益は31百万円（前連結会計年度は69百万円の当期純損失）となりました。

《理美容事業》

理美容事業につきましては、一部得意先の民事再生手続開始の影響を受けましたものの、他の部分については引き続き堅調に推移しており、当該事業における売上高は411百万円（前連結会計年度比6.2%増）となりました。

《衛星放送事業》

衛星放送事業につきましては、メディアの多様化により視聴者数が伸び悩む状況は依然続いていますが、放送業務委託契約先の変更等によって固定費を削減するなど利益率の向上に努め、当該事業における売上高は237百万円（前連結会計年度比7.0%減）となりました。

《教育コンサルティング事業》

教育コンサルティング事業につきましては、既存顧客を維持するに留まっており、当該事業における売上高は36百万円（前連結会計年度と同額）となりました。

《広告代理事業》

広告代理事業につきましては、低コストの広告制作などにより新規顧客を開拓すべく営業活動を行いました。が、企業業績の本格的な回復が見られない中、各企業の宣伝費抑制傾向の煽りを受けて成果は限定的なものに留まり、また、進行中であった案件に関しても今回の大地震の影響により一時停止せざるを得なくなっており、当該事業における売上高は120百万円（前連結会計年度比612.9%増）となりました。

《その他事業》

海外商事事業及びその他事業につきましては、第2四半期からシャンプー、リンス等の理美容関連商品に用いる容器販売の仲介業務を開始しましたが、事業としては目立った成果は上げられておらず、当該事業における売上高は1百万円（前連結会計年度比15.7%減）となりました。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第3期 (平成20年3月期)	第4期 (平成21年3月期)	第5期 (平成22年3月期)	第6期 (当連結会計年度) (平成23年3月期)
売上高(百万円)	326	628	697	806
経常損失(△)(百万円)	△275	△153	△96	△30
当期純利益 又は損失(△)(百万円)	△266	△141	△69	31
1株当たり当期純利益 又は損失(△)(円)	△4.36	△2.31	△1.13	0.52
総資産(百万円)	512	487	479	432
純資産(百万円)	482	363	271	236

(注) 1株当たり当期純利益又は損失は、期中平均発行株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスコム	330百万円	100%	企業向け教育コンサルティング、貸付金による利息収入等のファイナンス事業、広告代理事業
株式会社 インストラクティブピー	240百万円	— (100%) (注1)	デジタル衛星放送による中学校教科書別学習講座の制作・放送
Escom China Limited	70百万円	— (100%) (注1)	海外事業持株会社
達楽美爾（上海） 商貿有限公司	100百万円	— (70%) (注2)	容器販売仲介業務、中国における日本企業向けコンサルティング
株式会社ウエルネス	10百万円	100%	理美容商材等の販売

(注) 1. 株式会社インストラクティブピー及びEscom China Limitedは、当社子会社である株式会社エスコムが株式を100%保有する連結子会社であります。従いまして、両社の議決権比率は、当社子会社が保有する議決権の状況となります。

2. 達楽美爾（上海）商貿有限公司は、Escom China Limitedが資本金の70%を出資する連結子会社です。

③ その他

重要な業務提携の状況

会社名	資本金	議決権比率	契約内容
株式会社モール・オブ・ ティーヴィー	874百万円	22.1%	商品販売に関する業務資本提携契約

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におきましては、前連結会計年度より開始した広告代理事業を事業基盤の一つの柱とすべく営業活動を行いました。安定収益には至りませんでした。また、理美容事業における一部得意先の民事再生手続開始の影響もあり、営業赤字の改善は進んでいるものの解消には至っておりません。

このような状況から、新規得意先の獲得と更なる費用対効果の見直しにより、部門収益の拡大及び経営の安定化を図ることが重要な課題であると考えています。

当社グループでは、現在進行中の案件について早期の成立を目指すことに加え、各セグメントのビジネスモデルの見直しを行い、内部統制を順守した部門収益の確立を図るため、次のような方針にて課題に取り組んで参ります。

① 理美容事業における営業推進と新規OEMの開拓

理美容事業におきましては、既存OEM商品のアイテム数増加の提案、講習会の実施、休眠顧客の掘り起こしによる営業推進を行うとともに、規模にとらわれない新規OEMの開拓を行って参ります。

② 衛星放送事業における広告の活用と固定費の圧縮

衛星放送事業におきましては、各月刊誌への広告掲載及び魅力ある番組作りを行い、視聴者数の増加を目指すとともに更なる固定費の圧縮を行って参ります。

③ 広告代理事業における取引先数の拡大と継続案件の早期締結

広告代理事業におきましては、低コストの広告制作の提案営業による取引先数の拡大を行うとともに、前連結会計年度から進行中である案件の早期締結を目指してまいります。

また、これを具体的、効果的に実現させるために設立した持株会社により、引き続き機動的な組織再編や迅速な意思決定を行い事業会社として得意分野の絞込みを行って収益体質の改善を図って参ります。

(5) 主要な事業内容 (平成23年3月31日現在)

事業内容	主要な業務
理美容事業	理美容室、エステサロン向け消耗品販売事業
衛星放送事業	デジタル衛星放送による中学校教科書別学習講座の制作・放送
教育コンサルティング事業	企業向け役職員教育コンサルティング業務
広告代理事業	各媒体向け販促用映像等の企画・制作・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (平成23年3月31日現在)

会社名	区分	所在地
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社	本社	東京都港区
株式会社エスコム	本社	東京都港区
株式会社インストラクティブピー	本社	東京都港区
Escom China Limited	本社	中国香港
達樂美爾(上海)商貿有限公司	本社	中国上海市
株式会社ウエルネス	本社	東京都港区

(7) 使用人の状況 (平成23年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
21名	2名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	増減無し	32.6歳	2.2年

(8) 主要な借入先の状況 (平成23年3月31日現在)

借入先	借入金残高
さわやか信用金庫	41百万円
株式会社日本政策金融公庫	13百万円

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 229,320,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 61,198,906株 |
| ③ 株主数 | 4,236名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
丁 廣 鎮	6,752千株	11.03%
株式会社イー・プレイヤーズ	2,500千株	4.08%
豊 岡 幸 治	2,070千株	3.38%
大 商 株 式 会 社	1,922千株	3.14%
株 式 会 社 大 塚 商 会	1,500千株	2.45%
た ち 川 フ ー ド 有 限 会 社	1,160千株	1.89%
大 成 栄 養 薬 品 株 式 会 社	1,031千株	1.68%
林 洋 一	850千株	1.38%
株 式 会 社 テ ッ カ ン パ ニ ー	800千株	1.30%
富 岡 隆	679千株	1.10%

(注) 持株比率は自己株式（3,057株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年3月31日現在）

イ. 平成19年2月5日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
5,000個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 5,000,000株
- ・新株予約権の払込金額
払込みを要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 43,000円（1株当たり 43円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 22円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年3月1日から平成27年2月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を行使する場合、付与されたと同様の地位にあることを要する。
新株予約権の質入その他処分はできない。
新株予約権者の相続人が行使することができる。
その他新株予約権割当の対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	580個	580,000株	2名
社外取締役	—	—	—
監査役	24	24,000	3

ロ. 平成19年7月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
5,000個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 5,000,000株
- ・新株予約権の払込金額
払込みを要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 31,000円（1株当たり 31円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 16円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月21日から平成29年7月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の質入その他処分はできない。
新株予約権者の相続人が行使することができる。

その他新株予約権割当の対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,783個	3,783,000株	2名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	米 持 貴 史	IR担当及び営業推進担当 株式会社エスコム代表取締役 株式会社インストラクティブー代表取締役 株式会社ウエルネス代表取締役 達楽美爾（上海）商貿有限公司董事
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括担当 株式会社エスコム取締役 株式会社インストラクティブー取締役 株式会社ウエルネス取締役 達楽美爾（上海）商貿有限公司監査役
取 締 役	嶺 井 武 則	株式会社エスコム取締役 株式会社インストラクティブー取締役 株式会社ウエルネス取締役
常 勤 監 査 役	横 山 泰 彦	株式会社エスコム監査役
監 査 役	美 濃 部 健 司	株式会社エスコム監査役 株式会社インストラクティブー監査役 株式会社ウエルネス監査役
監 査 役	関 口 博	関口博法律事務所代表 株式会社エスコム監査役

- (注) 1. 監査役3名は、すべて社外監査役です。
2. 当社は、監査役横山泰彦氏、同美濃部健司氏、同関口博氏を、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
3. 監査役関口博氏は、弁護士の資格を有しています。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
丁 廣 鎮	平成22年6月25日	任期満了	代表取締役会長兼社長 I R担当 株式会社エスコム代表取締役 株式会社インストラクティブ代表取締役 株式会社ウエルネス取締役 達楽美爾（上海）商貿有限公司董事長 Escom China Limited代表取締役

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (-)	25百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	1 (1)
合 計 (うち社外役員)	7 (3)	26 (1)

- (注) 1. 上記には、平成22年6月25日開催の第5回定時株主総会終結をもって退任した取締役1名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。また、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額100百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いただいています。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいています。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役関口博氏は、関口博法律事務所の代表です。当社は関口博法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・常勤監査役横山泰彦氏は、株式会社エスコムの社外監査役です。
 - ・監査役美濃部健司氏は、株式会社エスコム及び株式会社インストラクティブ並びに株式会社ウエルネスの社外監査役です。

- ・監査役関口博氏は、株式会社エスコムの社外監査役です。
- ・株式会社エスコム及び株式会社インストラクティブー並びに株式会社ウエルネスは、当社の子会社です。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	横 山 泰 彦	当事業年度開催の取締役会17回のすべて、及び監査役会7回のすべてに出席し、経営者としての経験を活かし、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	美濃部 健 司	当事業年度開催の取締役会17回のうち8回に出席し、また監査役会7回のうち3回に出席し、監査役としての立場から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	関 口 博	当事業年度開催の取締役会17回のうち11回に出席し、また監査役会7回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、法令順守に努めています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに関わるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は業務管理統括本部が行うものとしています。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となるべき取締役を定めるものとしています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月1回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する体制を引き続き維持強化しています。

当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとしています。

取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築しています。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、行動指針並びにコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定して役職員が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための行動規範としています。その徹底を図るため、業務管理統括本部においてコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備・強化を図るものとしています。

- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社が定める経営方針、行動規範、行動指針並びにコンプライアンス規程は、当社グループ共通の規程です。
当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理しています。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置しています。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとしています。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する体制を整備するものとしています。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法としています。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するように努めています。
取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとしています。

(6) 利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当

当社グループは、内部留保の充実については安定した事業継続のため必要なことと認識しております一方、必要以上の内部留保の蓄積は行わず、業績に応じて適正に行うことを前提に、安定配当の維持を目指し、高配当性向を基本方針に据えています。

当期及び次期の配当につきましては、利益剰余金のマイナスにより、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	258,335	流動負債	145,305
現金及び預金	167,117	支払手形及び買掛金	111,096
受取手形及び売掛金	57,537	1年内返済予定の長期借入金	10,392
有価証券	19,992	未払金	6,759
たな卸資産	2,875	未払費用	6,671
未収還付法人税等	4,933	未払法人税等	4,306
繰延税金資産	1,351	賞与引当金	1,860
その他	5,150	その他	4,218
貸倒引当金	△623	固定負債	50,256
固定資産	174,114	長期借入金	43,861
有形固定資産	34,430	その他	6,395
建物及び構築物	2,804	負債合計	195,562
工具器具備品	1,626	(純資産の部)	
土地	30,000	株主資本	156,706
無形固定資産	4,436	資本金	875,196
のれん	1,702	資本剰余金	436,864
その他	2,734	利益剰余金	△1,155,263
投資その他の資産	135,246	自己株式	△90
関係会社株式	122,380	その他の包括利益累計額	△314
破産更生債権等	14,452	為替換算調整勘定	△314
差入保証金	8,414	新株予約権	77,119
繰延税金資産	2,952	少数株主持分	3,375
その他	1,499	純資産合計	236,887
貸倒引当金	△14,452	負債純資産合計	432,449
資産合計	432,449		

連結損益計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		806,503
売 上 原 価		619,419
売 上 総 利 益		187,084
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		233,294
営 業 損 失		46,210
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	101	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	16,476	
そ の 他	628	17,205
営 業 外 費 用		
そ の 他	1,494	1,494
経 常 損 失		30,499
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	66,385	
そ の 他	1,049	67,434
特 別 損 失		
前 期 損 益 修 正 損	197	
固 定 資 産 売 却 損	42	240
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		36,695
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,384	
法 人 税 等 還 付 税 額	△800	
法 人 税 等 調 整 額	1,662	4,246
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		32,448
少 数 株 主 利 益		777
当 期 純 利 益		31,671

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日 残高	875,196	436,864	△1,186,935	△68	125,056
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益			31,671		31,671
自 己 株 式 の 取 得				△21	△21
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	31,671	△21	31,650
平成23年3月31日 残高	875,196	436,864	△1,155,263	△90	156,706

	その他の包括利益累計額 為替換算調整勘定	新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	平成22年3月31日 残高	69	143,504	2,762
連結会計年度中の変動額				
当 期 純 利 益				31,671
自 己 株 式 の 取 得				△21
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△383	△66,385	613	△66,155
連結会計年度中の変動額合計	△383	△66,385	613	△34,505
平成23年3月31日 残高	△314	77,119	3,375	236,887

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度において連結営業損失及びマイナスの利益剰余金を計上していましたが、当連結会計年度においても、これに引き続き、連結営業損失46,210千円を計上し、当連結会計年度末の利益剰余金の額が△1,155,263千円となっています。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社はこのような状況を解消すべく、平成23年度の事業計画を策定し、連結営業キャッシュ・フローのマイナス及び連結営業損失を解消する対応策を講じて参ります。具体的には、理美容・エステ商材におけるOEM商品の早期受託、広告代理事業における取引先数の拡大により安定成長を目指します。

財務面では自己資本比率が36.2%となり、今後更に財務キャッシュ・フローを改善していく必要性について認識しています。当社が財務体質を改善していく方策としては当社グループの主要事業である理美容・エステ商材販売事業及び広告代理事業の売上拡大を重視し、前期より引続き経営資源を重点的に配分します。

しかしながら、主要事業における売上が予想通り業績に貢献しなかった場合や、震災の余波等により国内経済の低迷が長期化する可能性などを考慮し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しています。

連結計算書類は、継続企業を前提として作成されていて、このような重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映していません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	5社
・連結子会社の名称	株式会社エスコム 株式会社インストラクティブイー 達楽美爾（上海）商貿有限公司 株式会社ウエルネス Escom China Limited

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	1社
・持分法適用関連会社の名称	株式会社モール・オブ・ティーヴィー

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外子会社の決算日は、12月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日における計算書類を基礎としています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっています。

ロ その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法によっています。

ハ たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 7～50年

工具器具備品 4～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しています。

ハ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

当社及び連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

当社及び連結子会社は定額法を採用しています。

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率または合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しています。

ロ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っています。

ハ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(5) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

① 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用していますが、これにより損益に与える影響はありません。

② 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しています。

(6) 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、当連結会計年度より区分掲記しています。

なお、前連結会計年度末の「1年内返済予定の長期借入金」は10,392千円であります。

連結損益計算書

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しています。

(7) 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土 地	8,000千円
-----	---------

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	4,140千円
---------------	---------

長 期 借 入 金	8,970千円
-----------	---------

計	13,110千円
---	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

25,830千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	61,198,906	—	—	61,198,906
合計	61,198,906	—	—	61,198,906
自己株式				
普通株式	1,407	1,650	—	3,057
合計	1,407	1,650	—	3,057

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分です。

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数 (株)
第5回新株予約権	普通株式	868,000
第6回新株予約権	普通株式	5,000,000

5. 金融商品に関する注記

①金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な流動性の高い預金等に限定し、必要な資金は現行等金融機関からの借入により資金を調達しています。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿って、リスク低減を図っています。

また、支払手形及び買掛金についてはそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。

②金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（注2）をご参照ください。）

(千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	167,117	167,117	—
(2) 受取手形及び売掛金	57,537	57,537	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	19,992	19,992	—
(4) 未収還付法人税等	4,933	4,933	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金 (※)	14,452 △14,452		
	—	—	—
(6) 差入保証金	8,414	6,741	△1,672
資産計	257,995	256,322	△1,672
(1) 支払手形及び買掛金	111,096	111,096	—
(2) 未払金	6,759	6,759	—
(3) 未払法人税等	4,306	4,306	—
(4) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	54,253	54,192	△60
負債計	176,416	176,356	△60

(※) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券について、債券は短期間で満期となるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいた回収見込額等をもって時価としています。

(6) 差入保証金

差入保証金については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	122,380
合計	122,380

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	167,117	—	—	—
受取手形及び売掛金	57,537	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	19,992	—	—	—
未収還付法人税等	4,933	—	—	—
合計	249,581	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	10,392	10,392	10,392	6,942	6,252	9,883
合計	10,392	10,392	10,392	6,942	6,252	9,883

6. 賃貸等不動産に関する注記

①賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、京都府と、その他の地域において、遊休不動産を有しています。

②賃貸等不動産の時価に関する事項

(千円)

所在地	連結貸借対照表計上額	時 価
京都府	22,000	16,286
その他	8,000	5,244
合 計	30,000	21,531

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度末の時価は、京都府の遊休不動産については、「不動産鑑定評価額」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったもの）で、その他の遊休不動産については、主として「固定資産税評価額」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったもの）です。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円52銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月25日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中大丸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若尾典邦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度に46,210千円の連結営業損失を計上した結果、当連結会計年度末の利益剰余金の額が△1,155,263千円となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年6月2日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 横山 泰彦 ㊟

社外監査役 美濃部 健司 ㊟

社外監査役 関口 博 ㊟

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	17,328	流動負債	41,794
現金及び預金	16,693	短期借入金	31,955
前払費用	565	未払金	1,964
その他	69	未払費用	3,294
固定資産	278,358	未払法人税等	1,004
有形固定資産	202	未払消費税等	1,430
工具、器具及び備品	202	預り金	517
無形固定資産	440	賞与引当金	660
ソフトウェア	440	その他	967
投資その他の資産	277,715	固定負債	52,132
関係会社株式	277,715	関係会社長期借入金	52,132
		負 債 合 計	93,927
		(純 資 産 の 部)	
		株主資本	124,640
		資本金	875,196
		資本剰余金	436,864
		資本準備金	436,864
		利益剰余金	△1,187,320
		その他利益剰余金	△1,187,320
		繰越利益剰余金	△1,187,320
		自己株式	△99
		新株予約権	77,119
		純 資 産 合 計	201,759
資 産 合 計	295,686	負 債 純 資 産 合 計	295,686

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		84,000
売 上 総 利 益		84,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		91,478
営 業 損 失		7,478
営 業 外 収 益		120
営 業 外 費 用		1,358
経 常 損 失		8,715
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	66,385	
そ の 他	300	66,685
税 引 前 当 期 純 利 益		57,969
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950	950
当 期 純 利 益		57,019

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
平成22年3月31日 残高	875,196	436,864	436,864	△1,244,339	△1,244,339	△77	67,642
事業年度中の変動額							
当期純利益				57,019	57,019		57,019
自己株式の取得						△21	△21
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	57,019	57,019	△21	56,997
平成23年3月31日 残高	875,196	436,864	436,864	△1,187,320	△1,187,320	△99	124,640

	新株予約権	純資産合計
平成22年3月31日 残高	143,504	211,146
事業年度中の変動額		
当期純利益		57,019
自己株式の取得		△21
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△66,385	△66,385
事業年度中の変動額合計	△66,385	△9,387
平成23年3月31日 残高	77,119	201,759

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において営業損失及びマイナスの利益剰余金を計上していましたが、当事業年度においても、これに引き続き、営業損失7,478千円を計上し、当事業年度期末の利益剰余金の額が△1,187,320千円となっています。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社はこのような状況を解消すべく、平成23年度の事業計画を策定し、コンサルティング収入の増加につなげるべく、グループ内企業を高収益体質に再生する指導・業務管理を実施して参ります。

財務面では自己資本比率が42.2%となり、今後更に財務キャッシュ・フローを改善していく必要性について認識しています。当社が財務体質を改善していく方策としては当社グループの主要事業である理美容素材販売事業及び広告代理事業の売上拡大を重視しています。

しかしながら、グループ子会社の業績不振が当社を含む連結業績に影響を及ぼす可能性や、震災の影響による国内経済の停滞が長期化する可能性などを考慮し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しています。

計算書類は、継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を計算書類には反映していません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具器具備品 4～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	関係会社株式	79,200千円
	計	79,200千円
② 担保に係る債務	短期借入金	11,955千円
	関係会社長期借入金	52,132千円
	計	64,088千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

63千円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っています。

株式会社ウエルネス 41,143千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

短期金銭債務 32,922千円

長期金銭債務 52,132千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 84,000千円

営業取引以外の取引高 1,358千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	1,407	1,650	—	3,057
合計	1,407	1,650	—	3,057

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分です。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳

税務上の繰越欠損金 92,038千円

投資有価証券評価損否認 336,921千円

その他 234千円

繰延税金資産小計 429,193千円

評価性引当額 △429,193千円

繰延税金資産合計 一千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容又は職業	議決権等所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
子会社	㈱エスコム	330,000	広告代理事業等	直接 100.0	役員	役務の提供	コンサルティング料	60,000	—	—
						資金の借入 役員の兼任	資金の借入	70,000	短期借入金	11,955
									関係会社長期借入金	52,133
							利息の支払	1,267	未払利息	876
子会社	㈱ウエルネス	10,000	理美容商材販売	直接 100.0	役員	役務の提供	コンサルティング料	24,000	—	—
						資金の借入 役員の兼任	資金の借入	20,000	短期借入金	20,000
							利息の支払	90	未払利息	90
							債務保証	41,143	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① ㈱エスコム並びに㈱ウエルネスとの役務の提供については、コンサルティング契約に基づき、業務内容を勘案して決定しています。
- ② ㈱エスコムからの資金の借入については、関係会社株式79,200千円を担保に供しております。また、借入利率については、市場金利を勘案し、双方協議の上決定しています。
- ③ ㈱ウエルネスの債務保証については、同社の銀行借入に対して行っています。なお、保証料は受領していません。
- ④ ㈱ウエルネスからの借入利率については、市場金利を勘案し、双方協議の上決定しています。

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円93銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月25日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人
指定社員 公認会計士 田中大丸 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 法木右近 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度に7,478千円の営業損失を計上した結果、当事業年度末の利益剰余金の額が△1,187,320千円となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年6月2日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	横山泰彦 ㊟
社外監査役	美濃部健司 ㊟
社外監査役	関口博 ㊟

以上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.j-escom.co.jp/ (ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

【株式に関するお手続きについて】

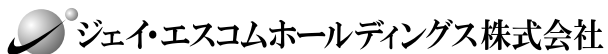
○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（＊） 	特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711（通話料無料）
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株主名簿管理人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[手続き書類のご請求方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○音声自動応答電話によるご請求 0120-244-479（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/ </div>

（＊）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711 (通話料無料)
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	



〒107-0052 東京都港区赤坂六丁目15番11号

TEL (03) 5114-0761 (大代表)